

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案に対する修正案

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二項中「平成二十七年以降十箇年間」を「平成二十八年度から平成三十六年度までの間」に改める。

附則第一項中「平成二十七年十月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。